



対して割り当てる優先出資をいう。(以下同じ。)について次に掲げる事項(以下「募集事項」という。)を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。







4 優先出資証券の発行前にした譲渡は、優先出資証券発行協同組織金融機関に対し、その効力を生じない。

5 優先出資証券の占有者は、当該優先出資証券に係る優先出資についての権利を適法に有するものと推定する。

6 優先出資証券の交付を受けた者は、当該優先出資に係る優先出資証券についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(優先出資の譲渡の対抗要件)

第二十四条 優先出資の譲渡は、その優先出資を取得した者の氏名又は名称を記載した名簿に記載し、又は記録しなければ、協同組織金融機関その他の第三者に対抗することができない。

2 優先出資証券発行協同組織金融機関における前項の規定の適用については、同項中「協同組織金融機関その他の第三者」とあるのは、「協同組織金融機関」とする。

(優先出資者名簿等)

第二十五条 協同組織金融機関は、優先出資を記載し、又は記録しなければならない。

2 優先出資者の氏名又は名称及び住所

2 前号の優先出資者の有する優先出資の種類及び口数

3 第一号の優先出資者が優先出資を取得した日

4 協同組織金融機関は、優先出資者名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 優先出資者の氏名又は名称及び住所

二 優先出資者の有する優先出資の種類及び口数

三 第一号の優先出資者が優先出資を取得した書面の交付等)、第一百二十四条(第

五項を除く。) (基準日)、第一百一十五条第一項から第三項まで(株主名簿の備置き及び閲覧等)、第

百三十二条第一項及び第三項(株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録)、第

百三十三条(株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録)並びに第五百五十四条の二(信

託財産に属する株式についての対抗要件等)の規定は協同組織金融機関に代わって優先出資者名簿につい

て、同法第二十六条(株主に対する通知等)及び第五百九十六条(第三項を除く。)(株主に対する通知の省略)の規定は優先出資の優先出資者に対する通知等について準用する。この場合において、同法第二十二条第一項中「前条第一号」とあり、及び同法第二百五十四条の二(第二項中

「第一百二十二条第一号」とあるのは「優先出資法第二十五条第一項第一号」と、同法第二百二十二

条第二項中「株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役)次項において同じ。」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは「協同組織金融機

関を代表する理事」と、同法第二百二十四条第一項、第二項及び第四項中「基準日株主」とあるのは「基準日優先出資者」と、同項中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「優先出資者総会」と、同法第二十五条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人(優

先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。)」と、同条第二項中「株主及び」とあるのは「普通出資者、優先出資者及び」と、同条第三項第一号中「株主又は」とあるのは「普通出資者、優先出資者又は」と、同法第二百三十三条第一項中「株式取得者」とあるのは「優先出資取得者」とあるのは「優先出資取得者」と、同法第二百一十六条第五項中「第二百九十九条第一項(第三百二十五条に

おいて準用する場合を含む。)」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資に対する質権の設定)

第二十七条 優先出資者は、その有する優先出資に質権を設定することができる。

2 優先出資証券発行協同組織金融機関の優先出資の質入れは、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

3 会社法第百四十七条规定から第百五十条まで(株式の質入れの対抗要件、株主名簿の記載等、株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等、登録株式質権者に対する通知等)、第一百五十二条第一項(各号を除く。)、第一百五十二条第三項、第一百五十三条第三項並びに第一百五十四条第一項及び第二項(各号を除く。)(株式の質入れの効果)の規定は優先出資を質権の目的とする場合について、同法第一百九十六条(第三項を除く。) (株主に対する通知の省略)の規定は優先出資の登録優先出資権者に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百四十九条第二項中「株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役)次項において同じ。」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第一百五十五条第一項中「次に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。)又は優先出資の取得」と、「金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)」とあるのは「金銭」と、同法第五十四条第一項中「金銭等(金銭に限る。)」又は同条第二項の金銭」とあるのは「金銭」と、同条第二項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。)又は優先出資の取得」と、「金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)」とあるのは「金銭」と、同法第五十四条第一項中「金銭等(金銭に限る。)」又は同条第二項の金銭」とあるのは「金銭」と、同法第一百五十五条第一項中「次に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により設立された法人をいう。)」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(自己の優先出資の取得等)

第二十八条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

1 優先出資の消却のためにするとき。

2 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なときその他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。

3 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資を消却し、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

4 協同組織金融機関の子会社は、次に掲げる場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得してはならない。

1 合併又は他の会社(外国会社その他の法人を含む。)の事業の全部の譲受けによるとき。

2 子会社の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なとき。

3 前項に規定する「子会社」とは、協同組織金融機関が総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を使用することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第三十三条第三項において同じ。)の過半数を超える議決権を保有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社又は当該協同組織金融機関の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。

4 子会社(前項に規定する子会社をいう。)は、第三項各号に掲げる場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社が子会社となつたことを知つた際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも同様とする。

第五章 優先出資証券

(優先出資証券の発行)

第二十九条 協同組織金融機関は、その優先出資(種類優先出資発行協同組織金融機関にあつては、全部の種類の優先出資)に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めることができる。

2 優先出資証券発行協同組織金融機関は、優先出資を発行した日以後遅滞なく、当該優先出資に係る優先出資証券を発行しなければならない。

(優先出資証券の記載事項)

**第三十条** 優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、協同組織金融機関を代表する理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 当該優先出資証券に係る優先出資の口数

三 優先出資の額面金額

四 優先出資の内容

(優先出資証券等についての会社法の準用)

**第三十一条** 会社法第二百十七条（株券不所持の申出）及び第一百八十八条（株券を発行する旨の定款の定めの廃止）の規定は、優先出資証券発行協同組織金融機関について準用する。この場合において、同法第二百十七条第二項中「數」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第二編第二章第九節第三款（第二百三十条第四項を除く。）（株券喪失登録）の規定は、優先出資証券喪失登録簿及び優先出資証券喪失登録について準用する。この場合において、これらの規定中「株券喪失登録簿記載事項」とあるのは「優先出資証券喪失登録簿記載事項」と、「株券喪失登録日」とあるのは「優先出資証券喪失登録日」と、「株券喪失登録者」とあるのは「優先出資証券喪失登録者」とある。

3 先出資証券喪失登録者と、同法第二百二十一條第一号（株券喪失登録簿）中「第二百八十八条第十九条又は第二百十九条第三項」とあるのは「優先出資法第十五条第五項において準用する第二百十九条第三項又は優先出資法第三十一条第一項において準用する第二百八十八条第二項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第二百二十二条（株券喪失登録簿）中「第二百三十三条の適用について、同条」とあるのは「優先出資法第二十五条第二項の規定の適用については、同条」と、同法第二百三十条第三項

4 は「優先出資者名簿管理人（優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいふ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第六章 優先出資者の総会**  
(優先出資者総会の招集事由)  
第三十二条 協同組織金融機関は、第六条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合に、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。ただし、定款の定めるところに従つて第一号に掲げる行為を行おうとするときは、この限りでない。

一 定款に定められた当該優先出資の内容の変更  
(優先出資者総会における議決権)  
二 優先出資の割当てを受ける権利の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は農林中央金庫若しくは連合会等の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこと。

三 前号の取扱いについて定款で定めるときは、その取扱いについての定款の変更  
(優先出資者総会における議決権)  
四 優先出資の割当てを受ける権利の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は農林中央金庫若しくは連合会等の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこと。

五 前項の規定にかかるわらず、協同組織金融機関は、その有する自己の優先出資について、同項の議決権を有しない。

六 優先出資者は、優先出資者総会において、その有する優先出資一口について一個の議決権を有する。

七 前項の規定にかかるわらず、協同組織金融機関は、その有する自己の優先出資について、同項の議決権を有する。協同組織金融機関又はその子会社が、合算して、他の株式会社の総株主の議決権の四分の一を超える議決権を有する場合には、その株式会社は、当該協同組織金融機関の優先出資について、第一項の議決権を有しない。

(優先出資者総会の決議方法)

**第三十四条** 優先出資者総会の決議は、発行済優先出資の総口数の過半数の優先出資を有する者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数により行う。

2 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

(優先出資者総会の招集)

**第三十五条** 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

2 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないときは、発行済優先出資の総口数の三分の二（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する優先出資者は、理事（農林中央金庫又は経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会にあっては、経営管理委員）に対し、優先出資者総会の目的である事項（当該優先出資者が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して、優先出資者総会の招集を請求することができる。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした優先出資者は、行政庁の認可を得て、優先出資者総会を招集することができる。

2 前項の規定による請求の後、遅滞なく招集の手続が行われない場合

3 一 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を優先出資者総会の日とする優先出資者総会の招集の通知が発せられない場合

4 二 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を優先出資者総会の日とする優先出資者総会の招集の通知が発せられない場合は、その通知を発しない。

3 一 優先出資者総会を招集するには、理事は、定款の定めるところにより、各優先出資者（当該優先出資者総会において議決権を行使することができるものに限る。）に対してもその通知を発しない場合は、その通知を発しない。

2 二 優先出資者総会において議決権を行使することができる場合、その説明をするには、理事等の説明義務

**第三十六条** 理事、経営管理委員及び監事は、優先出資者総会において、優先出資者から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が優先出資者総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより優先出資者の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(議長の権限)

**第三十七条** 優先出資者総会の議長は、当該優先出資者総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 一 優先出資者総会の議長は、その命令に従わない者その他当該優先出資者総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(延期又は続行の決議)

**第三十八条** 優先出資者総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十五条第四項の規定は、適用しない。

(議事録)

**第三十九条** 優先出資者総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 協同組織金融機関は、優先出資者総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 協同組織金融機関は、優先出資者総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じじことを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。



規定に違反したときは、協同組織金融機関に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の行為によつて農林中央金庫又は連合会等に損害が生じたときは、次に掲げる農林中央金庫又は連合会等の役員等は、当該行為を行つたものと推定する。

一 農林中央金庫又は連合会等が当該行為をすることを決定した役員等

二 当該行為に関する理事会の承認の決議に賛成した役員等

三 第一項の役員等の責任は、総普通出資者及び優先出資者の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、農林中央金庫又は連合会等の役員等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に農林中央金庫又は連合会等から職務の執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、根拠法による普通出資者総会の特別の決議及び優先出資者総会の決議によつて免除することができない。

#### 一 農林中央金庫又は連合会等を代表する理事 六

二 前号に掲げる理事以外の理事（第二条第一項第三号に掲げる者にあつては信用金庫法第三十九条第四項第二号に掲げるものに限り、第二条第一項第四号に掲げる者にあつては労働金庫法第四十二条第四項第二号に掲げるものに限る。）又は経営管理委員 四

三 前二号に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人 二

5 前項に規定する「根拠法による普通出資者総会の特別の決議」とは、農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に掲げる事業を行う協同組合連合会にあつては同法第五十三条、信用金庫及び信用金庫連合会にあつては信用金庫法第四十八条の三、労働金庫及び労働金庫連合会にあつては労働金庫法第五十三条、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第四十六条、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあつては水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の決議をいう。

6 第四項の場合には、理事（農林中央金庫並びに経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員。次項において同じ。）は、第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 第四項の規定により免除にできる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第四項の責任の免除に関する議案を同項の普通出資者総会及び優先出資者総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては各監事とし、農林中央金庫にあつては監事会とする。）の同意を得なければならない。

8 第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会の決議があつた場合において、農林中央金庫又は連合会等が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、普通出資者総会及び優先出資者総会の承認を受けなければならぬ。

9 役員等が協同組織金融機関に生じた損害を賠償する責任を負う場合は、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帶債務者とする。

（資本金及び資本準備金）

**第四十二条** 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、第十五条第一項、次項、第四項につだし書及び第四十四条第二項に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた払込金額の合計額とする。

2 優先出資の払込金額のうち額面金額を超える額は、払込金額の二分の一の範囲内において、資本金として計上しないことができる。

3 優先出資の払込金額のうち資本金として計上しない額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、その額を減少してはならない。ただし、行政庁の認可を受けて、その全部又は一部を資本金として計上する場合は、この限りでない。

5 法定準備金をもつて損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

（協同組織金融機関の資本金の額等）

**第四十三条** 優先出資は、根拠法にいう出資ではない。

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本金の額をもつて、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法第四条（資本金）、第六十条（農林債の発行）、第七十六条第二項（準備金の積立）及び第七十七条第一項第一号（剰余金の配当）資本金、払込資本金及び資本金の額

二 協同組合による金融事業に関する法律第二条（出資の金額）及び第五条の十二第一号（剰余金の配当）出資の総額、出資の額及び出資金

三 信用金庫法第五条（出資の総額の最低限度）、第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行限度）、第五十六条第一項（法定準備金）及び第五十七条第一項第一号（剰余金の配当）出資の総額

四 労働金庫法第七条（出資の総額の最低限度）、第六十条第一項（法定準備金）及び第六十一条第一項第一号（剰余金の配当）出資の総額

五 農業協同組合法第十条の三（出資の総額の最低限度）、第十一条の十八第一号（共済事業に係る経営の健全性の基準）、第五十一条第二項（準備金）及び第五十二条第一項第一号（剰余金の配当）出資の総額及び出資総額

六 水産業協同組合法第十二条の四第一項（出資の総額の最低限度）（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第一号（共済事業に係る経営の健全性の基準）（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第二項（準備金及び繰越金）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項第一号（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）出資の総額及び出資総額

7 優先出資を発行している協同組織金融機関に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定める規定に規定する準備金は、前条第三項に規定する資本準備金を含むものとする。

一 農林中央金庫法第七十七条第一項（剰余金の配当）同項第二号

二 協同組合による金融事業に関する法律第五条の十一（剰余金の配当）同項第二号

三 信用金庫法第五十七条第一項（剰余金の配当）同項第二号

四 労働金庫法第六十一条第一項（剰余金の配当）同項第二号

五 農業協同組合法第五十二条第一項（剰余金の配当）同項第二号

六 水産業協同組合法第五十六条第一項（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）同法第五十六条第一項第二号（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）

**第四十四条** 優先出資を発行している協同組織金融機関が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

- 2 前項の場合には、資本金の額は、従前の資本金の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。
- 3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。
- (登記)
- 第四十五条** 協同組織金融機関は、優先出資を発行するときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を登記しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。
- 一 第五条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度
- 二 発行済優先出資の総口数及び種類及び種類ごとの口数
- 三 優先出資発行後の資本金の額から普通出資の総額を控除して得た額
- 四 優先出資証券発行協同組織金融機関であるときは、その旨
- 五 優先出資者名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
- 六 第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め
- 2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 3 この法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しぬければならない。この場合においては、嘱託書に裁判書の副本を添付しなければならない。
- 第四十六条** 削除 (届出事項)
- 第四十七条** 協同組織金融機関は、この法律の規定による行政庁の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- 第四十八条** 行政庁は、この法律の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。(認可の失効)
- 第四十九条** 行政庁は、この法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。(主管行政庁等)
- 第五十条** この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合、漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会については都道府県知事、その他の協同組織金融機関については主務大臣とする。
- 2 この法律における主務大臣は、優先出資を発行する協同組織金融機関の根拠法に基づく主務大臣とする。
- 1 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣
- 2 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣
- 3 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣
- 4 農務金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
- 5 農業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

(権限の委任等)

- 第五十二条** この法律又はこの法律に基づく命令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する認可に関する申請書その他の書類で政令で定めるものの提出は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 第五十三条** この法律（第五十一条第三項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(書類の経由)

- 第五十四条** この法律に定めるものほか、優先出資者に対する剩余金の配当の支払の場所、この法律の規定による認可の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

- 第五十五条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第八章 罰則**

- 第五十六条** 協同組織金融機関の理事、経営管理委員若しくは監事又は支配人、参考その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人（以下「役員等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 何人の名義をもつてするかを問わず、協同組織金融機関の計算において不正にその優先出資を取得し、又は質権の目的としてその優先出資を受けたとき。

二 第十九条の規定又は第五条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剩余金の配当を行つたとき。

三 優先出資を発行している協同組織金融機関の事業の範囲外において、投機取引のために当該協同組織金融機関の財産を処分したとき。

**第五十七条** 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資を引き受ける者の募集をするに当たり、協同組織金融機関の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを使し、又はこれららの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 優先出資の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

- 2 前項の規定による主務大臣の権限であつて、前条の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（政令で定めるものを除く。）は、金融庁長官に委任する。
- 2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの法律による農林水産大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。
- 3 この法律による農林水産大臣又は厚生労働大臣の権限及び第一項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることはできる。

**第五十八条** 役員等が、優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

**第五十九条** 理事が、第五条第一項第一号の定款に定められた最高限度を超えて優先出資を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百円以下の罰金に処する。

**第六十条** 法人（法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十七条及び第五十八条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する当該各条の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第六十一条** 協同組織金融機関の理事、経営管理委員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律において準用する会社法を含む。次号において同じ。の規定による公

告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは贈写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第三項又は第四十二条第四項ただし書の規定により、行政庁又は主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかつたとき。

四 第六条第三項後段の規定による説明又は第十九条第六項若しくは第四十一条第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

五 第二十条の規定に違反して、協同組織金融機関の残余財産を分配したとき。

六 優先出資者名簿、優先出資証券喪失登録簿、優先出資者総会の議事録又は第二十六条において準用する会社法第二十二条第一項若しくは第二十七条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第三十九条第二項若しくは第三項の規定又は第二十六条において準用する会社法第二百二十五条第一項、第三十一条第二項において準用する同法第二百三十一第一条第一項、第四十条第二項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項若しくは第四十条第三項において準用する同法第三百十九条第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

八 第二十八条第二項の規定に違反して、優先出資の消却の手続又は優先出資若しくは質権の処分を怠つたとき。

九 優先出資の発行の日前に優先出資証券を発行したとき。

十 第二十九条第二項の規定に違反して、遅滞なく優先出資証券を発行しなかつたとき。

十一 優先出資証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十九条第四項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条规定又は第二百二十九条第二項の規定に違反して、優先出資証券喪失登録を抹消しなかつたとき。

十三 第三十一条第二項において準用する会社法第二百三十条第一項の規定に違反して、優先出資者名簿に記載し、又は記録したとき。

十四 第六条第三項、第十九条第五項若しくは第八項又は第三十二条の規定に違反して、優先出資者総会を招集しなかつたとき。

十五 第四十条第四項において準用する会社法第三百一十五条の三第一項（第一号及び第四号から第六号までを除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

十六 優先出資者総会に対し虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十七 正当な理由がないのに、優先出資者総会において優先出資者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十八 第四十二条第三項の規定に違反して資本準備金を計上せず、又は同条第四項若しくは第五項の規定に違反して資本準備金の額を減少したとき。

十九 第四十五条の登記をすることが第二十八条第三項若しくは第五項の規定に違反して優先出資子会社の取締役若しくは執行役が第二十八条第三項若しくは第五項の規定に違反して優先出資を取得し、又は優先出資の処分を怠つたときも、前項と同様とする。

#### 附 則 拝

**第一条** この法律は、平成九年四月一日から施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)

**第二条** この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第四条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成九年六月二〇日法律第一〇二号) 拝

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
(施行期日)

**第二条** この法律は、平成九年六月二〇日法律第一一八号) 拝

**第一条** この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第一号）の施行の日から施行する。  
(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外國証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、長期銀行法、貸付信託法、中小漁業融資証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定

により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼管等に関する法律、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制する法律、預金保険神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関においては、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

（大蔵省令等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成九年六月二十四日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年一月一〇日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二十号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）

(経過措置)

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、資金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外國証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされなければならないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

**第三条** この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成一一年八月一三日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第二十三条第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十九号)第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法(昭和二十三年法律第二百五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十二条中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六十一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第七十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法(平成七年法律第二百五号)第十五条に一項を加える改正規定、同法第五十五条第一項及び第二項、第二百十二条第一項並びに第一百十二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第百五十五条第二項、第二百八条第一項、第二百十九条及び第二百九十九条の改正規定並びに同法附則第五十九条第二項及び附則第九十条第二項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第一百一条第一項及び第二百二条第三項による改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一年五月三一日法律第九三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

二 第三条(第三条を除く)及び次条の規定

**第二十四条** 附則第二十二条から第二十三条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二十三条** この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

#### 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成一三年六月二九日法律第九四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一三年六月二九日法律第九四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年五月一日から施行する。

第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五条、第一百十八条、第一百二十二条及び第一百二十三条の改正規定、第一百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三项及び第四项、第二百五十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三项及び第四项に係る部分を除く。）、第二百五十三条、第二百六十二条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三项及び第四项に係る部分を除く。）、第二百五十九条の改正規定（「第二百五十九条の改正規定（同法第二条第二項）」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）並びに第二百六十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九条の表の改正規定（「第二百五十九条の改正規定（同法第二条第二項）」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第九十九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第二百二十二条までの規定、附則第一百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百五十四条及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置）

**第三十八条 優先出資（第四条の規定による改正前の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この条において「旧優先出資法」という。）第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）の消却をしようとする協同組織金融機関（旧優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）が一部施行日前に旧優先出資法第十五条第五項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新優先出資法第十五条第五項において準用する新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。**

**2 協同組織金融機関の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該協同組織金融機関が一部施行日前に旧優先出資法第十四条において準用する旧商法第二百八十八条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新優先出資法第十四条において準用する新商法第二百十五条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。**

**3 旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の協同組織金融機関は、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。）の記載の変更を行わないことができる。**

**4 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた協同組織金融機関が新優先出資法第十六条第五項において準用する新商法第二百十九条第一項及び新優先出資法第六条第五項において準用する新商法第二百八十八条ノ四第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後日の日でなければならない。**

**5 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある協同組織金融機関であつて旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資者（新優先出資法第十二条**

第一項に規定する優先出資者をいう。第七項において同じ。) 又は質権者として権利行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧優先出資法第二百二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたもののみなす。この場合においては、理事(新優先出資法第二条第七項に規定する理事をいう。)の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

6 一部施行日前に旧優先出資法第三十条において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券(旧優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいいう。)については、なお従前の例による。

7 一部施行日の前日を払込期日として優先出資の発行をした場合においては、当該優先出資の引受人は、一部施行日から優先出資者となる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百三十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄  
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄  
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年二月一五日法律第一〇九号) 抄  
この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄  
(施行期日)

**附 則** (平成三〇年一月一四日法律第九五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定(処分等に関する経過措置)

**第二百条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第一百一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一百二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。  
(附 則) (平成一九年六月八日法律第七八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十年六月一三日法律第六五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十年六月一三日法律第六五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**第一条** この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十九年五月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二九年五月四日法律第六三号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

**第一条** 附則(平成二六年六月二七日法律第九一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**第一条** 附則(平成二七年九月四日法律第六三号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第百十四条** (罰則に関する経過措置)  
この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成三〇年一月一四日法律第九五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 附則第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定 公布の日

**第一条** 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第百三十二条)を「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。), 第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条第一項及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定(本店の所在地における)を削る部分に限る。), 同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(本店の所在地における)を削る部分に限る。), 第三十九条第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定(並びに同法第九十五条、第一百十一条、第一百十八条及び第百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第百五十一条第二項第一号の改正規定、同法第一百五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。), 同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第百五十九条第一項後段を削る改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項の項の次に次のように加える改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の目次の改正規定(従たる事務所の所在地における登記(三百二十二条、第三百二十四条)を「削除」に改める部分に限る。), 同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五条规定及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十二条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「、第三百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」と」を削る部分に限る。)並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(「第三項を除く。」、第十八条を削る部分に限る。), 第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。), 第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定(「第十七条から」の



三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八条の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三次の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二节第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第一節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「一」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

### 附 則

（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）

（附 則）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定**  
 公布の日  
 （政令への委任）  
**第二十五条** この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

<sup>1</sup> この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**一 第五百九条の規定**  
 公布の日